

川西市個人情報の保護に関する法律施行条例の整備について

－ 答 申 －

令和4年11月

川西市個人情報保護審議会

答 申 に あ た っ て

川西市個人情報保護審議会は、令和4年10月5日、川西市長から「川西市個人情報の保護に関する法律施行条例案について」の諮問を受けました。

川西市では、平成7年に個人情報保護制度の運用を開始し、現在までその適切な運用に努めているところです。

その後、平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定されたことに伴う社会保障・税番号制度への対応、平成27年9月に「個人情報の保護に関する法律」、平成28年5月に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が改正されたことに伴う個人情報の定義の明確化や要配慮個人情報の定義の追加への対応など、各法と川西市個人情報保護条例（以下「現行条例」といいます。）の整合を図るため、当審議会の答申に基づいて所要の改正が行われ、その充実が図られています。

他方、国においては、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、令和3年に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、これにより「個人情報の保護に関する法律」が改正されました。

改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」といいます。）では、これまで民間事業者、国の行政機関等及び独立行政法人に対して個別に規定されていた法律を一本化するとともに、これまで条例で規定されていた地方公共団体に対しても改正法の規律を受けることとされています。

このたびの諮問は、改正法の制定を受け、新たに条例制定を行うことに係るもので、当審議会では、条例第41条第3項に基づき、個人情報保護法の改正の趣旨等を踏まえながら、答申をまとめました。

今後、川西市においては、この答申に基づき川西市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「新条例」といいます。）を制定し、個人情報保護制度の一層の充実に向けて取り組まれ、市政の公正かつ適正な運営に努められることを期待いたします。

令和4年11月14日

川西市個人情報保護審議会

会 長 丸 山 敦 裕

I 新条例の整備内容の検討

1 条例で定めなければならない事項

(1) 手数料

手数料について、現行条例による制度では、開示する個人情報が記載されている公文書1件につき300円とし、写しの交付を行う場合は写し1枚につき10円を、開示する際に徴収している。

財政健全化の課題はあるものの、昨今のICT化、オープンデータ化の情勢を鑑みると、自己情報開示請求において受益者負担の考え方はなじまないという市の考えに異議はなく、実費相当分の手数料のみ徴収することとし、1件につき300円としていた部分については徴収しないこととすることが適当である。

2 必要に応じて条例で定めることができる事項

(1) 条例要配慮個人情報

現行条例で定める要配慮個人情報と改正法の要配慮個人情報が同一の範囲であること、仮に条例で規定をしたとしても条例要配慮個人情報に係る特段の制限規定を設けることができないことから、要配慮個人情報の規定は設けないことが適当である。

(2) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

行政機関等匿名加工情報の作成及び提案の募集については、都道府県及び政令市のみ義務付けされており、その他の市町村については、経過措置として義務付けが緩和されていることから、現時点においては、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の規定は設けないことが適当である。

(3) 川西市情報公開条例との整合性

改正法が定める不開示情報に該当するもので、川西市情報公開条例の規定により開示することとされている事項については、該当がない。

川西市情報公開条例において開示しないこととされているもので、改正法で開示することとされている事項については、川西市情報公開条例第7条第1項第4号の附属機関等情報は、改正法の開示情報には規定がないものの、改正法の事務事業執行情報に該当すると解釈することができる。

したがって、改正法の個人情報の範囲と川西市情報公開条例第7条第1項に規定する非公開情報の範囲との整合性について、条例で特段の規定を置かないことが適当である。

3 条例で定めることが妨げられない事項

(1) 個人情報事務登録簿

改正法では、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないと定められているが、これとは別に、地方公共団体の条例で、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成、公表を規定することが可能とされている。

しかしながら、条例で帳簿の作成、公表について規定したとしても、個人情報ファイル簿の作成、公表義務が除外されるわけではないこと、現行条例第9条で規定する個人情報取扱事務登録簿の近年の閲覧実績が

ないことを踏まえると、個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成について規定を設けないことが適当である。

(2) 開示決定等に係る期限

現在、実施機関は、現行条例第23条第1項に基づき、提出された日から起算して15日以内に開示決定等を行っているが、改正法上においては、開示請求があった日から30日以内に決定を行うこととされた。

新条例において開示決定等に係る期限に関する規定を置かない場合、客観的には、開示決定等までこれまでより長い30日がかかると見えるが、実施機関は、制度運用上の標準処理期間として15日以内で開示決定等を行う旨を別に定めるとの方針を示しているため、当該規定を設けないことが適当である。

(3) 審議会への諮問

川西市個人情報保護審議会は、これまで現行条例に基づき、個人情報の収集、利用、提供、電子計算機の結合による提供等について、実施機関からの諮問を受け、審議を行ってきたが、改正法においては、個別の事案について典型的に諮問することは、全国的な共通ルールを定める改正法の趣旨に反し許容されないとされ、諮問は、地方公共団体における個人情報の取扱いについて特に専門的な知見を求める必要がある場合に限られるなど、審議会の役割が大幅に減少した。

一方、開示決定等の審査請求に係る事項は、行政不服審査法第81条第1項及び第2項の機関として置かれる審査会の所掌となり、審査会については引き続き設置しておく必要があることに加え、川西市情報公開条例においても同様の役割を持った審査会があることから、これらの附属機関を統合し、「川西市情報公開・個人情報保護審査会」を設置することが適当である。

4 その他検討を要する事項

(1) 死者の個人情報

現行条例では、第17条第3項において、死者の法定代理人であった者、相続人、配偶者等、必要とされる範囲に限り、死者の個人情報を開示請求の対象としているが、改正法においては、死者に係る情報は個人情報とは区別されており、改正法は原則適用されない。

しかしながら、川西市においては現行の制度と同様の取扱いとするため、一定の基準を設ける必要はあり、国のガイドライン上は、新条例とは別の制度として、死者の個人情報についての規定を条例で定めることは可能としていることから、新条例においては、死者の情報について規定を設けず、別の例規、要綱等において対応することが適当である。

(2) 運用状況の公表

現行条例において、市は年に1回、条例の運用状況を公表することを義務付けているが、これは任意の規定であり、改正法には規定はない。

国のガイドラインにおいて、条例で運用状況を公表する規定を設けることは妨げられないとされており、市政運営の透明性の確保のため、運用状況の公表について引き続き条例に定めることが適当である。

II 審議結果

以上のとおり検討した結果、当審議会は、「川西市個人情報の保護に関する法律施行条例案について」を
適当なものと認める。

Ⅲ 資 料

1 川西市個人情報の保護に関する法律施行条例案

(1) 第1条 趣旨

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

【説明】

第1条では、新条例を制定する趣旨として、改正法の施行に関し必要な事項を定める旨を規定しています。

(2) 第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

【説明】

第2条では、この条例において使用する用語を改正法及び施行令において使用する用語の例による旨を規定しています。

(3) 第3条 手数料

(手数料)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料（以下「手数料」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。

2 手数料は、保有個人情報の開示をする際に徴収する。

3 既納の手数料は、還付しない。

4 市長及び上下水道事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

【説明】

第3条では、改正法の施行後における開示決定について、手数料を定める旨を規定しています。

(4) 第4条 運用状況の公表

(運用状況の公表)

第4条 市長は、毎年1回、法、令及びこの条例の運用状況について、公表するものとする。

【説明】

第4条では、法令に基づく本市の開示請求、開示決定等の個人情報保護制度の運用状況を公表する旨を規定しています。

(5) 第5条 委任

(委任)

第5条 法、令及びこの条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【説明】

第5条では、改正法、施行令及びこの条例の施行に関し、細目的事項その他必要な事項は市規則等で定める旨を規定しています。

(6) 別表

別表（第3条関係）

開示請求の区分	記録されている保有個人情報の種類	手数料の額
写しの交付の場合	電磁的記録を除く公文書に記録されている保有個人情報	写し1枚につき10円
規則で定める方法の場合	電磁的記録の公文書に記録されている保有個人情報	規則で定める方法により保有個人情報を開示する場合に要する費用として規則で定める額

備考

写しを交付する場合は、原則として日本産業規格A列4番による用紙を用いるものとし、他の大きさの用紙を用いたときの写しの枚数の算定については、市長が別に定める。

【説明】

別表では、第3条の手数料の額の内容について規定しています。

2 委員名簿

(五十音順)

氏 名	職・役職等	備 考
梅 野 高 明	市 民	
酒 井 弘	市 民	
佐 師 孝 敬	学識経験者	
武 内 秀 男	市 民	
藤 田 昌 弘	学識経験者	副会長
松 尾 幸 恵	市 民	
丸 山 敦 裕	学識経験者	会長